

こ 支 障 第 60 号
障 発 0327 第 6 号
令和 8 年 3 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こ ども 家 庭 庁 支 援 局 長
(公 印 省 略)

「居宅介護職員初任者研修等について」の一部改正について

「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

「居宅介護職員初任者研修等について」（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改 正 後			改 正 前		
		障 発 第 0130001 号 平 成 19 年 1 月 30 日			障 発 第 0130001 号 平 成 19 年 1 月 30 日
	一部改正	障 発 0928 第 1 号 平 成 23 年 9 月 28 日		一部改正	障 発 0928 第 1 号 平 成 23 年 9 月 28 日
	一部改正	障 発 0330 第 8 号 平 成 24 年 3 月 30 日		一部改正	障 発 0330 第 8 号 平 成 24 年 3 月 30 日
	一部改正	障 発 0329 第 16 号 平 成 25 年 3 月 29 日		一部改正	障 発 0329 第 16 号 平 成 25 年 3 月 29 日
	一部改正	障 発 0331 第 49 号 平 成 26 年 3 月 31 日		一部改正	障 発 0331 第 49 号 平 成 26 年 3 月 31 日
	一部改正	障 発 0331 第 17 号 平 成 27 年 3 月 31 日		一部改正	障 発 0331 第 17 号 平 成 27 年 3 月 31 日
	一部改正	障 発 0401 第 4 号 平 成 28 年 4 月 1 日		一部改正	障 発 0401 第 4 号 平 成 28 年 4 月 1 日
	一部改正	こ 支 障 第 19 号 障 発 0131 第 10 号 令 和 7 年 1 月 31 日		最終改正	こ 支 障 第 19 号 障 発 0131 第 10 号 令 和 7 年 1 月 31 日
	最終改正	こ 支 障 第 60 号 障 発 0327 第 6 号 令 和 8 年 3 月 27 日			
各 都道府県知事 殿			各 都道府県知事 殿		
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長			厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長		
居宅介護職員初任者研修等について			居宅介護職員初任者研修等について		
標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告			標記については、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告		

示」という。)として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱い、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」(以下「前通知」という。)は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 居宅介護職員初任者研修等について

1、2 (略)

3 都道府県知事が、告示に定める研修を実施する者として指定した者(以下「居宅介護従業者養成研修等事業者」という。)の実施する研修を修了したことをもって、告示に定める研修の課程を修了したものとして取扱うものとする。なお、都道府県知事による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義をオンラインその他の通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

イ 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

ロ 研修事業の名称及び実施場所(オンラインその他の通信の方法により事業を行う場合にあつては、主たる事業所の所在地及び対象地域)ハ〜ル (略)

4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。

イ〜リ (略)

ヌ 研修をオンライン(同時双方型又はオンデマンド型)によって行う場合には、対面の方法によって行う研修に相当する効果が得られ、終了時に受講生が修得している知識や技術が同等であること。なお、オンラインの実施形態に応じて以下に留意すること。

(1) 同時双方型(ライブ配信方式)で実施する場合には、講師に対

示」という。)として定められたところであるが、居宅介護職員初任者研修等及び居宅介護従業者等の取扱い、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成 15 年 3 月 27 日付け障発第 0327011 号当職通知「居宅介護従業者養成研修等について」(以下「前通知」という。)は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 居宅介護職員初任者研修等について

1、2 (略)

3 都道府県知事が、告示に定める研修を実施する者として指定した者(以下「居宅介護従業者養成研修等事業者」という。)の実施する研修を修了したことをもって、告示に定める研修の課程を修了したものとして取扱うものとする。なお、都道府県知事による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地(講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、主たる事業所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

イ 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

ロ 研修事業の名称及び実施場所(通信教育による事業を行う場合にあつては、主たる事業所の所在地及び対象地域)

ハ〜ル (略)

4 都道府県知事が指定する際の基準は、次のとおりとする。

イ〜リ (略)

する研修受講者の質問の機会が確保できていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。

(2) オンデマンド型（インターネット配信方式等）によって実施する場合には、添削指導、面接指導等による十分な指導を合わせて行うこと。

ル 講義をオンラインその他の通信の方法（オンラインの場合は同時双方型を除く）によって行う場合には、イからヌに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。なお、オンライン（同時双方型）で行う場合には、講師に対する質問の機会等が確保されていることから、次に掲げる基準に適合するものとして差し支えない。

- (1) 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- (2) 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- (3) 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係わるものにあつては3以上、追加課程、統合課程、行動障害支援課程、応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては1以上であること。

ヲ 実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面で実施すること。

なお、実技以外を学ぶ演習については、対面のほか、オンライン（同時双方型）にて実施することができる。また、この場合には、イからヌに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採用すること。
- (2) 講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。

ヌ 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、イからリに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
- (2) 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
- (3) 面接指導の時間数は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係わるものにあつては3以上、追加課程、統合課程、行動障害支援課程、応用課程及び行動援護従業者養成研修課程にあつては1以上であること。
- (4) 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること。

(3) 演習を実施するグループを構成する受講生数は、討議や話し合いができる適切な人数を単位とすること。

(4) 担当する講師等が研修受講生に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと）。

ワ 研修受講者には障害のある人もいることから、研修が受けやすくなるよう、研修受講機会の確保や研修環境等について配慮を行うよう努めること。

5、6（略）

7 留意事項

(1) 複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて

イ 居宅介護職員初任者研修等事業者の指定は都道府県知事において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県知事において指定する必要があること。

具体的には、オンラインその他の通信の方法による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県知事が指定するものとする。ただし、その申請を受けた都道府県知事は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができること。

以下、略

5、6（略）

7 留意事項

(1) 複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて

イ 居宅介護職員初任者研修等事業者の指定は都道府県知事において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県知事において指定する必要があること。

具体的には、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県知事が指定するものとする。ただし、その申請を受けた都道府県知事は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができること。

以下、略